

聖籠町で利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年1月14日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。

● 聖籠町

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の続柄の表記（縁故者）	https://www.town.seiro.niigata.jp/1/7/2/6/141.html	○		町民課	0254-27-1952	続柄の変更や住民票の交付には、個人番号カードや免許証等の身分証明書が必要です。
2	軽自動車税の減免 一定程度の障害を有する者が所有する軽自動車や、生計を一にする者又は常時介護する者が運転する軽自動車税を減免	https://www.town.seiro.niigata.jp/1/6/3/2/1/155.html		○	税務課	0254-27-1956	住民記録などで確認できれば届出受領証等は必要ありません。同一生計であれば減免対象となります。窓口には身分証明書をお持ちください。
3	各種証明書の発行 同居している者に所得証明書など各種証明書を発行	https://www.town.seiro.niigata.jp/1/6/3/2/152.html		○	税務課	0254-27-1956	住民記録などで確認できれば、届出受領証等は必要ありません。窓口には身分証明書をお持ちください。

● 聖籠町

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
4	町営住宅 東山団地への入居 申し込み	https://www.town.seiro.niigata.jp/1/12/2/7/46.html		○	ふるさと整備課	0254-27-1961	入居要件 (1) 市区町村税を滞納していないこと (2) 入居者と同等以上の収入がある連帯保証人がいること (3) 親族以外の者と同居する場合、入居者を含め入居人数が3人以内であること *パートナーは親族ではないため、3人以内での入居となります。
5	介護者手当 要介護度3以上の認定を受けた要介護者と同居して介護している者に月額5,000円(所得税非課税世帯の場合は10,000円)を支給	https://www.town.seiro.niigata.jp/3/4/1/1090.html		○	長寿支援課	0254-20-7433	聖籠町寝たきり・認知症老人介護者手当認定申請書を提出してもらいます。